

芦別市の人事と給与

市の職員には、給料と扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当・勤勉手当などの諸手当を合わせた給与が支給されています。給与は、国家公務員や他の地方公共団体職員、民間企業職員の給与のほか、生計費やその他の事情を考慮して芦別市職員給与条例に定められています。今月は、「地方公務員法第58条の2」及び「芦別市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき芦別市職員の職員数、給料などについて公表します。また、芦別市のホームページにおいて、更に詳細な状況などを掲載していますのでご覧ください。

■職員数の状況 職員の定数は条例で定められています

区分	部門別職員数					全職員数	前年度比	
	一般行政	教育	病院	水道	その他		全職員	一般行政
令和元年	160人	37人	101人	10人	25人	333人	▲12人	▲4人
令和2年	154人	36人	97人	10人	24人	321人	▲12人	▲6人
令和3年	150人	35人	98人	10人	20人	313人	▲8人	▲4人

※各年4月1日の職員数で、特別職(市長、副市長、教育長)は除いています
 ※消防職員については、滝川地区広域消防事務組合へ派遣(平成26年度以降)・身分移管(平成30年度以降)のため除いています

■職員の採用と退職状況 令和2年度の採用者と退職者は次のとおりです

区分	採用者				退職者						免職等
	大学卒	短大卒	高校卒	再任用	定年	勤奨・早期	自己都合	病気死亡	その他	再任用	
一般事務	—	—	1人	3人	9人	1人	2人	—	—	5人	—
技術職	—	—	1人	—	—	—	—	—	—	—	—
社会福祉士	1人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
看護師	—	—	—	—	—	—	1人	—	—	—	—
保育士	—	3人	—	—	2人	—	1人	—	—	—	—
技能・労務職員	—	—	—	—	2人	—	—	—	—	—	—
合計	1人	3人	2人	3人	13人	1人	4人	0人	0人	5人	0人

※市立芦別病院に勤務する医師・看護師等は除いています

■一般職員の勤務時間(令和3年4月1日)

1日の勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間
7時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

※上記始業時間及び終業時間は、一般的な職員に適用するもので、交替制職場については異なります

■育児休業及び介護休暇の取得状況(令和2年度)

区分	育児休業			介護休暇
	男性	女性	合計	
新規取得者	0人	3人	3人	2人
継続取得者	0人	5人	5人	0人

※育児休業には部分休業取得者も含まれます

■年次有給休暇取得状況(令和2年)

区分	平均取得日数	消化率
一般職員	9.2日	23.6%

※病院職員及び中途採用、退職、育児休業、休職者を除きます

■職員研修の状況

令和2年度に行った研修内容と参加者の状況は次のとおりです

研修の種類	参加人数	研修の種類	参加人数
新規採用職員研修	8人	指導者養成研修	1人
専門実務研修	11人	管理監督者研修	0人
資格取得研修	4人	行政視察研修	2人
集合研修	0人	職員派遣研修	2人
合計			28人

※市立芦別病院に勤務する医師・看護師等を除いています

■職員の給与の状況について

職員の給料月額を職務の内容と責任の程度に応じた給料表で定められています

区分	初任給	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
芦別市	大学卒	46.3歳	320,162円	336,954円
	高校卒			
国	大学卒	43.0歳	325,827円	407,153円
	高校卒			

※令和3年4月1日現在(一般行政職)
 ※給与とは給料月額に扶養手当、住居手当等を加えた額

■期末手当・勤勉手当の支給率

期末手当・勤勉手当は、民間企業の賞与にあたるもので、6月と12月に分けて支給されます。
 年間支給率は4.45%で、国と同率です。

■退職手当支給率

退職手当は、退職した理由と勤続年数に応じた支給率に退職時の給料月額を乗じた額が支給されます

勤続年数	自己都合	定年等
20年	19.6695%	24.586875%
25年	28.0395%	33.270750%
35年	39.7575%	47.709000%
45年	47.7090%	47.709000%

■特別職等の給料と市議会議員の報酬等

市長など特別職等の給料、市議会議員の報酬月額などは、条例で定められています

区分	報酬・給料月額	期末手当	退職手当支給率
市長	554,400円 (792,000円)	・6月期 2,200円	1期(4年) 20,504円
副市長	549,100円 (646,000円)		1期(4年) 12,936円
教育長	525,600円 (584,000円)		1期(3年) 8,514円
議長	346,500円 (385,000円)	・12月期 2,200円	
副議長	302,400円 (336,000円)		合計 4,400円
議員	283,500円 (315,000円)		

※令和3年4月1日現在
 (給料・報酬月額 上段:削減後、下段:削減前)
 ※市長、副市長及び教育長の退職手当は、任期ごとに支給されます

■職員の服務規律と処分者

地方公務員法などにより、服務規律は次のとおり定められており、これに違反すると懲戒処分や矯正措置を受けます。
なお、処分者の人数は令和2年度の延べ人数です。

(1) 分限処分の状況（全職員）

処分の事由	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合 (地公法第28条第1項第1号)	—	—	—	0人
心身の故障の場合 (地公法第28条第1項第2号、 第2項第1号)	—	—	3人	3人
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第28条第1項第3号)	—	—	—	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合 (地公法第28条第1項第4号)	—	—	—	0人
刑事事件に関し起訴された場合 (地公法第28条第2項第2号)	—	—	—	0人
条例で定める事由による場合 (地公法第27条第2項)	—	—	—	0人
合計	0人	0人	3人	3人
地公法第28条第4項により失職 したもの	—	—	—	0人

(2) 懲戒処分等の状況（全職員）

処分の事由	免職	停職	減給	戒告	訓告等	合計
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)	—	—	—	—	—	0人
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)	—	—	—	—	—	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)	—	—	—	—	—	0人
懲戒処分に該当しないもの	—	—	—	—	14人	14人

【処分内容の説明】

- ▶免職 その職を失わしめ、退職によって生ずる諸給与は、これを支給しない
- ▶停職 1日以上6月以下、職務に従事させずその期間中いかなる給与も支給しない
- ▶減給 1日以上6月以下、給料の10分の1以下を減額する
- ▶戒告 戒告書を手渡し、将来を戒める
- ▶訓告 所属長からの口頭注意等

■芦別市公平委員会の業務の状況

職員は、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申し立て、苦情相談について公平委員会に要求することができます。令和2年度は、これらの申し立てはありませんでした。

●問い合わせ／職員係 ☎ 22-2111

飲酒運転の根絶 ～飲む前に ハンドルキーパー 決めたかな～

①飲酒運転は悪質な犯罪

飲酒運転は、悲惨な交通事故を引き起こす悪質、危険な運転行為です。お酒を飲むとわずかな量でも運転に大きな影響を及ぼし、重大事故を起こす可能性が高くなります。

二日酔いでの運転も「飲酒運転」です。深酒した後の運転や、身体にアルコールが残っている場合は、運転は絶対にやめましょう。

皆さん一人一人が「飲酒運転をしない、させない、許さない」ことを強く意識して、社会全体で飲酒運転を根絶しましょう。

②飲酒運転は、運転者以外にも処罰の対象

飲酒運転は、運転者だけではなく、周りの人にも重い処罰があることを知っていますか。

車を運転する恐れのある人にお酒を提供したり、お酒を飲んでいる人に車を提供したり、飲酒運転の車に同乗した場合は、飲酒運転と同様に処罰の対象になります。

③「ハンドルキーパー運動」で飲酒運転を防止

ハンドルキーパー運動とは、仲間と車で飲食店に行く場合、あらかじめお酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届けることです。お酒を提供するお店のかたは、「お客さんが車で来店していないか」、「車で来店している場合は、ハンドルキーパーは誰なのか」を確認して、飲酒運転を防止しましょう。

④飲酒運転情報の提供

北海道警察では、悪質な飲酒運転を根絶する目的で、「飲酒運転ゼロボックス」を運用しています。「今まさに、飲酒運転をしそう！している！」等の情報をメールで受け付けています。

周囲の人が飲酒運転による交通事故の被害にあわないように、飲酒運転に関する情報や飲酒運転根絶に向けたアイデアがあれば連絡してください。

緊急の場合、またはすぐに対応が必要な場合は、110番通報をしてください。

●詳細 芦別警察署 ☎ 22-0110